

領域：図書館経営 政策動向の分析

内容：国や自治体の情報政策・経営効率化の動きなど、図書館をとりまく社会環境の変化を知り、図書館政策を立案する際の今日的な課題を学ぶ。

1 教育基本法の改定を受けた図書館に関する政府の政策の動向

(1) 教育再生三法(学校教育法、地教行法、教員免許法および教育公務員特例法)の改定(2007年6月20日)。

- ・地教行法改定：文化行政を首長部局所管とすることを許容

(2) 中教審「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2月19日答申)。

- ・改定教育基本法の生涯学習、社会教育、家庭教育などの条項の意味することを解説

(3) 社会教育法等の一部改正法案(2月29日閣議決定、同日国会上程)。

- ・図書館法、社会教育法、博物館法を一括して改定

(4) 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(3月11日閣議決定)。

- ・政府計画の期限(5年)が過ぎたので改定
- ・市町村における計画策定5割を目標

(5) 学習指導要領の改訂(3月28日告示)。

- ・授業時間数の増加(小学校6年間で278時間増、中学校3年間で105時間増)
- ・総合的な学習の時間数は減(小学校150時間減、中学校20~145時間減)
- ・学校図書館や公共図書館などの役割を評価

(6) 中教審「教育振興基本計画について 「教育立国」の実現に向けて」(4月18日答申)。

- ・改定教育基本法17条による政府の教育振興基本計画策定のための中教審答申
- ・公共図書館は「地域の知の拠点」、学校図書館を子ども読書活動の中核的な役割
- ・自治体の教育振興計画策定の努力義務

2 図書館法の改定

(1) 教育基本法改定に関連して

- ・学習の成果を活用して行う教育活動の機会の提供、奨励
- ・家庭教育の向上に資する
- ・生涯学習の振興に寄与する

(2) 図書館の運営状況に関する評価、改善、および情報の提供

- ・望ましい基準の改定
- ・図書館運営のガイドライン
- ・私立図書館をも対象

(3) 司書資格取得、研修

- ・大学における司書課程の重視
 - ・大学の司書課程科目の省令化
 - ・研修実施の努力義務
- (4) 図書館資料の範囲拡大
- ・電磁的記録
- (5) 社会教育法の改定
- ・第3条第2項 生涯学習
 - ・第3条第3号 学校、家庭、地域住民相互の連携協力
 - ・第5条第10号 情報リテラシー
 - ・第5条第13号 放課後子どもプラン
 - ・第5条第15号 学校支援地域本部

3 図書館法の意義と日本図書館協会の主張

図書館法の特徴

- ・憲法 教育基本法 社会教育法：教育を受ける権利の保障（憲法第26条）
- ・教育機関の位置づけ（地方教育行政法第30条、社会教育法第9条）
- ・図書館の働き（第3条）
- ・司書の規定（第4条、第13条）
- ・無料利用の原則（第17条）
- ・地方分権（第10条） 自治事務
- ・住民自治（第14条）
- ・図書館組織網（第3条4号、第8条）
- ・国、自治体の刊行物の無償提供（第9条）
- ・政府の役割：望ましい基準（第18条）、補助（第20条）、司書講習科目内容と講習の委嘱（第6条）
- ・私立図書館（第3章）

現場での実践により法を豊かな内容にしてきた

- ・図書館の求められた資料、情報を確実に提供することは、生涯学習を支える中核的な機能
- ・行政的な枠組みに捉われず、館種を越えた連携協力により実施
- ・知る自由、情報格差が生じないことを保障する役割
- ・無料原則を守ってきた
- ・図書館の設置責任を有する自治体への規制力は乏しいが、図書館法が図書館振興の妨げになっている事態はなく、法の正しい解釈、法の精神から逸脱した「運用」「行政指導」が問題
- ・教育基本法改定を理由に図書館法を改定する必要性はない
- ・これまでの改定の経緯
- ・図書館法が政府の審議機関により全面的な検討された意義は大きい
- ・法の見直しにとどまらず、図書館振興のための具体的な施策を求める
- ・図書館に司書を置くことをより明確にすること。

- ・図書館を生活圏域、おおむね中学校区を単位に整備する施策を実施すること。可住地面積を指標にすることを提起。
- ・実効性のある資料費の措置。地方交付税の限界の指摘。政府刊行物の提供の提起。
- ・図書館資料の相互貸借促進のための合理的な仕組み、経費負担の制度をつくること。
- ・図書館は教育委員会が管理することを明確にすること。

4 改定教育基本法の内容 図書館事業に関する条項の解説

- ・教育：人間の内面的価値に関する文化的な営み
立法を以って教育の目的に関する指針を示すことが適当か（田中耕太郎）
- ・図書館事業の進展のために、教育条理にそった解釈

(1) 第2条（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第二条教育の目標はすべての教育に及ぶのか。

この教育の目標、第二条は、あらゆる教育主体、機関が教育を行うに当たって踏まえるべき目標として書かれており、したがって、家庭教育とか社会教育にも適用があるけれども、あらゆる教育主体についてすべての目標を一律に取り扱うことまでも求める趣旨ではない。家庭教育や社会教育は、その実施主体の責任のもと、本来自主的に行われる教育であるわけであって、具体的にどのような教育を行うかについては、当該その教育を行う者にゆだねられている、現場にゆだねられている、こういうことだ。（06.10.31 塩崎内閣官房長官）

(2) 第3条（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(3) 第12条（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

旧法

第7条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

(4) 第16条（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(5) 第17条（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

5 80年代以降の政府の図書館政策は

6 今後、取り組むべき課題

(1) 大学の司書課程の内容と講習科目 2010年4月1日施行

(2) 望ましい基準

(3) 図書館運営の評価のガイドライン

- ・内容、項目
- ・指標、数値

(4) 自治体の教育振興計画への対応

- ・図書館は自治事務。政府計画に捉われることなく、自立した内容を提起。
- ・生涯学習や自治体行政、地域や生活にとって欠くことのできない資料情報を提供する機能の強調。
- ・行政の枠組みにこだわらず、いわば「総記」としての役割を提起する。
- ・項目立て

(5) 政策動向の学習

- ・中教審答申の読み解き